

創業明治6年



第100回 定時株主総会 招集ご通知



TAKAGI Securities

日時

平成28年6月27日(月曜日)午前10時

郵送による議決権行使期限

平成28年6月24日(金曜日)午後5時まで

場所

ヒルトン大阪 4階「真珠の間」

大阪市北区梅田一丁目8番8号

(昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会
会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。)

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

- シンセリティブルー(誠意)
- オリジナリティグリーン(創意)
- フレンドリーオレンジ(和気)

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	8
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告書	33

高木証券株式会社

証券コード：8625

証券コード 8625

平成 28 年 6 月 6 日

大阪市北区梅田一丁目3番1-400号

高木証券株式会社

取締役社長 吉原 康夫

株主各位

第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月24日(金曜日)午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月27日(月曜日)午前10時(受付開始 午前9時)

2. 場 所 大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階「真珠の間」
※ 昨年と開催場所を変更しております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

3. 株主総会の 目的事項

報告事項

1. 第100期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第100期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役2名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

4. インターネット 開示に関する 事項

招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takagi-sec.co.jp/IR/about-stock/meeting.php>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。なお、「連結注記表」および「個別注記表」は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類および計算書類の一部として、併せて監査を受けております。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使できる株主以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。また、株主総会のお土産の配布は廃止いたしましたので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.takagi-sec.co.jp/IR/about-stock/meeting.php>)に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

》 第1号議案 剰余金処分の件

当期の中間配当は2円50銭とさせていただきます。

期末配当金につきましては、当社の配当政策や財務状況等を勘案いたしまして、1株につき2円とさせていただきますと存じます。

したがいまして、当期の年間配当金は4円50銭となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 2円

総額 117,184,832円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月28日

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 吉原康夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>よし はら やす お 吉原 康夫 (昭和31年8月28日生)</p> <p>[所有する当社株式の数] 82,000株</p>	<p>昭和56年 4月 野村証券株式会社入社 平成15年 4月 同取締役 平成15年 6月 野村ホールディングス株式会社執行役 野村証券株式会社執行役 平成20年 4月 野村アセットマネジメント株式会社 常務執行役 平成22年 4月 野村証券株式会社顧問 平成22年 5月 当社顧問 平成22年 6月 同代表取締役取締役副社長 平成22年 7月 同代表取締役取締役社長(現任)</p>

再任

【取締役候補者とした理由】

吉原康夫氏は、平成22年7月、当社が重い行政処分を受けた直後に代表取締役社長に就任し、旧経営陣の責任の所在を明確にするとともに、お客様との問題解決、経営管理態勢および内部管理態勢の充実・強化に取り組み、再発防止ならびに信頼の回復に努めました。また、独自の投資信託分析システムである「ファンド・ラボ」と新規事業の「投信の窓口」を融合して、新しいビジネスモデルの構築を主導しました。

これらの実績を踏まえ、社長として、引き続きその指導力と先見性を活かし、当社の企業価値の向上を目指して経営全般に関する強いリーダーシップを発揮することができる最適な人材と判断し、取締役候補者に選任しました。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	い い だ こう じ 飯田 弘二 (昭和35年5月31日生) [所有する当社株式の数] 0株	昭和58年 4月 野村證券株式会社入社 平成14年 4月 同長崎支店長 平成17年 7月 同高崎支店長 平成22年 6月 同人事部長兼人事企画部長 平成24年 4月 同執行役員人事担当 平成26年 4月 野村ビジネスサービス株式会社取締役社長 平成28年 4月 当社副社長執行役員(現任)
新任	【取締役候補者とした理由】 飯田弘二氏は、上記略歴に記載のとおり、野村證券株式会社に入社し、支店長、人事部長などの要職を歴任して執行役員に就任し、同社の経営に携わりました。その後、野村ビジネスサービス株式会社の取締役社長に就任し、経営者としての実績を積んでおります。 以上のように、同氏はこれまで証券業界で培った豊富な実務経験と高い能力、優れた人格・見識・経営能力を有していることから、当社の副社長として相応しい人材であると判断し、取締役候補者に選任しました。	

(注) 1. 各候補者と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

2. 野村證券株式会社は、平成13年10月1日付で会社分割により持株会社体制に移行し、商号を野村ホールディングス株式会社に変更するとともに、証券業その他の営業を、同社の完全子会社である野村證券株式会社(旧商号：野村證券分割準備(株))に承継させました。したがって、上記の表中、平成13年9月以前の「野村證券株式会社」は、持株会社に移行前の会社を表します。

5. 野村証券株式会社は、平成13年10月1日付で会社分割により持株会社体制に移行し、商号を野村ホールディングス株式会社に変更するとともに、証券業その他の営業を、同社の完全子会社である野村証券株式会社(旧商号：野村証券分割準備(株))に承継させました。したがって、上記の表中、平成13年9月以前の「野村証券株式会社」は、持株会社に移行前の会社を表します。

以 上

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、これまで個人消費や設備投資などの国内需要が下支えしていましたが、期待された賃上げは勢いを欠き、個人消費が息切れし始めました。また、円高や新興国経済の減速の影響で輸出が一服し、設備投資の先送り懸念が強まっています。2%を目標とした消費者物価指数(除く生鮮食品)の上昇率については、原油価格の下落基調が続いたため、年度を通して0%程度で推移しました。

このような環境下にあって株式市場は、年度の前半は概ね堅調に推移し、秋口にかけて一旦下落した後も年末にかけて持ち直す場面もみられました。しかし、年明け以降は中国の景気減速懸念に加え、為替市場における円高傾向もあって調整色の強い展開となり、当連結会計年度の日経平均株価は16,758円と前連結会計年度末の19,206円に比べ12.7%の下落となりました。

一方、債券市場は、前連結会計年度末には0.40%であった長期金利の指標となる新発10年国債利回りは、6月に0.545%まで上昇した後は緩やかに低下しましたが、本年1月に日銀が導入した「マイナス金利」を受けて史上初めてマイナスに転じ、当連結会計年度末には△0.05%となりました。

このような状況下において、当社は、これまで培ってきた対面営業の利点を生かしつつ、投資信託分析システムである「ファンド・ラボ」^(※1)を活用した新しいビジネスモデルを展開していくことを明らかにし、「投信の窓口」本部を新設し、業界初の投資信託専門店である「投信の窓口」日本橋本店、「投信の窓口」三軒茶屋支店を開設しました。さらに、対面オンラインサービス^(※2)を準備するなど、将来を見据えた施策を実行しております。

(※1)「ファンド・ラボ」とは、国内ほぼすべての投資信託を客観的な数値に基づき、7項目を5つ星で公平・中立に評価、分析を行い、お客様の最適なポートフォリオをご提案する独自の投信分析システムです。

(※2)対面オンラインサービスとは、お客様が保有されるパソコン、タブレットにて、投資信託の専門家であるコンシェルジュと個別相談ができるサービスです。

主要な連結の収益および費用等の概況は、次のとおりであります。

① 受入手数料

受入手数料の合計は49億52百万円(前連結会計年度比20.8%減)となりました。

科目別の内訳は、次のとおりであります。

ア 委託手数料

株式委託手数料は21億30百万円(前連結会計年度比14.8%減)、また、債券やETFを含む委託手数料の合計は23億8百万円(同12.2%減)となりました。

イ 引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は31百万円(前連結会計年度比278.8%増)となりました。

ウ 募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

主に投資信託の販売手数料で構成される募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は18億33百万円(前連結会計年度比34.7%減)となりました。

エ その他の受入手数料

投資信託の信託報酬が中心のその他の受入手数料は7億77百万円(前連結会計年度比3.9%減)となりました。

② トレーディング損益

トレーディング損益は、「株券等」が4億21百万円の損失(前連結会計年度8百万円の損失)、「債券等」が3億49百万円の利益(前連結会計年度比48.6%減)となり、外国為替取引から生じる損益の「その他」61百万円の損失(前連結会計年度1億4百万円の利益)を含めたトレーディング損益の合計は1億34百万円の損失(同7億75百万円の利益)となりました。

③ 金融収支

金融収益は2億90百万円(前連結会計年度比35.6%減)、金融費用は59百万円(同8.5%減)となり、金融収支は2億30百万円(同40.2%減)となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は、69億80百万円(前連結会計年度比1.6%減)となりました。

主な内訳は、取引関係費9億50百万円(同0.8%増)、人件費36億30百万円(同7.3%減)、不動

産関係費6億円(同12.4%増)、事務費11億86百万円(同11.4%増)、減価償却費3億86百万円(同10.6%減)であります。

⑤ 特別損益

特別損益は、特別利益として投資有価証券売却益22億3百万円を含め、合計で22億28百万円、特別損失として減損損失13百万円など、合計で23百万円を計上したことから、差し引き22億4百万円の利益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は51億12百万円(前連結会計年度比31.7%減)、純営業収益は50億52百万円(同31.9%減)、営業損失は19億28百万円(前連結会計年度3億24百万円の利益)、経常損失は16億5百万円(同6億45百万円の利益)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は5億31百万円(前連結会計年度比55.5%減)となりました。

商品別の受入手数料は次表のとおりであります。

商品別受入手数料の内訳

区 分	平成26年度		平成27年度	
	金額	割合	金額	割合
株 券	2,526 (百万円)	40.4 (%)	2,178 (百万円)	44.0 (%)
債 券	4	0.1	2	0.0
受 益 証 券	3,701	59.2	2,751	55.6
そ の 他	22	0.3	20	0.4
合 計	6,255	100.0	4,952	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、東京本部の移転、「投信の窓口」に関する店舗の新設(日本橋本店、三軒茶屋支店)およびWEB・対面オンラインサービス等の稼働に向けてシステム構築を行いました。

(3) 資金調達の状況

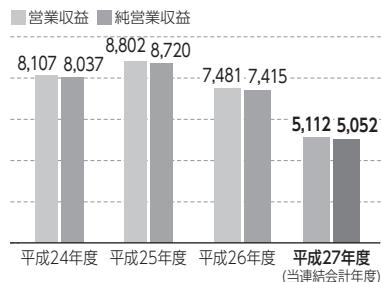
当連結会計年度において増資、社債の発行および多額の長期借入による資金調達は行っておりません。

(4) 財産および損益の状況の推移

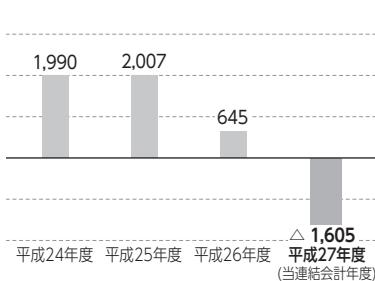
区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
営業収益 (百万円)	8,107	8,802	7,481	5,112
純営業収益 (百万円)	8,037	8,720	7,415	5,052
経常損益 (百万円)	1,990	2,007	645	△ 1,605
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,774	2,356	1,195	531
1株当たり当期純利益 (円)	47.34	40.20	20.40	9.07
総資産 (百万円)	41,388	43,813	45,860	42,904
純資産 (百万円)	23,291	27,011	31,241	29,104
1株当たり純資産 (円)	397.37	460.95	533.20	495.92
自己資本比率 (%)	56.3	61.7	68.0	67.7

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

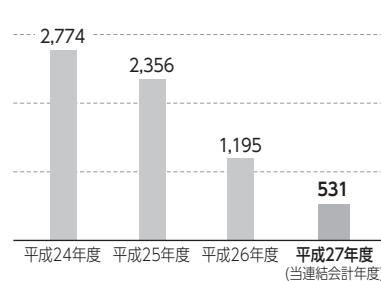
■ 営業収益／純営業収益 (単位：百万円)



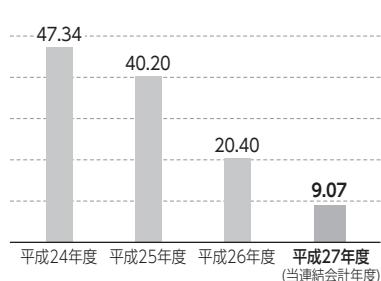
■ 経常損益 (単位：百万円)



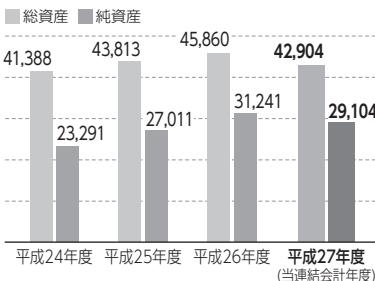
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



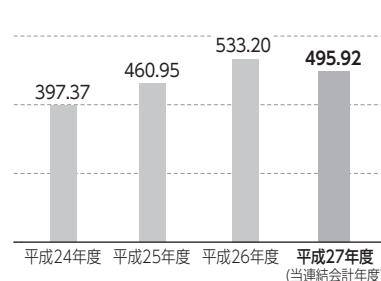
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産／純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



(5) 対処すべき課題

当社は、独自開発した投資信託の分析・評価システムである「ファンド・ラボ」を、投資信託選びの公平・中立なモノサシとして活用しておりますが、対面販売の既存店ではお客様の高齢化が進む一方で、若い世代の新規顧客を獲得することは難しくなっており、「ファンド・ラボ」を活用した新しいビジネスモデルによる顧客基盤の拡大が、喫緊の課題と考えております。

当社はこの課題を克服するため、新たに「投信の窓口」というブランドを立ち上げ、業界初の投資信託専門の来店型店舗と、インターネットによる対面オンラインサービスおよびセルフ・トレードを行うWEB支店を開設しました。これにより、「ファンド・ラボ」を活用したサービスを、お客様のニーズに合わせて、店舗でもWEBでも、全国で同じサービスを提供できる体制を整備しました。今後は、テレビコマーシャル等を通して認知度を高め、新たな顧客基盤の拡大を目指してまいります。

(6) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
高木ビジネスサービス株式会社	10百万円	100.0%	事務サービス業

(7) 主要な事業内容

当企業集団は、当社および当社の連結子会社1社で構成されており、その主たる事業は、金融商品取引業を中核とする投資・金融サービス業であり、その具体的な事業として、有価証券の委託売買業務、自己売買業務、引受け・売出し業務、募集・売出しの取扱い業務等を行うことで、顧客資産の形成、運用および管理において幅広いサービスを提供しております。

当社の連結子会社である高木ビジネスサービス株式会社は、当社の委託を受け周辺業務の事務代行サービス、器具備品の賃貸、および損害保険の代理業等を行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社の営業所

高木証券株式会社	本 社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号
	東大阪支店	東大阪市長堂二丁目3番21号
	高槻支店	高槻市高槻町14番13号
	富田林支店	富田林市本町18番9号
	川西支店	川西市中央町7番18号
	西宮支店	西宮市甲風園一丁目8番14号
	名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
	東京本部	東京都中央区日本橋一丁目19番1号
	越谷支店	越谷市南越谷一丁目20番地10
	熊谷支店	熊谷市筑波二丁目48番地1
	津田沼支店	船橋市前原西二丁目14番2号
	横浜支店	横浜市西区北幸二丁目5番3号
	福岡支店	福岡市博多区博多駅前一丁目15番20号
	「投信の窓口」 日本橋本店	東京都中央区日本橋一丁目19番1号
	「投信の窓口」 三軒茶屋支店	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目33番15号

(注) 1. 平成28年4月18日付で、「投信の窓口」WEB支店を開設。

2. 平成28年6月1日付で、「投信の窓口」大阪駅前第1ビル支店を開設予定。

3. 平成28年6月1日付で、西宮支店を本社の本店営業部に統合予定。

② 子会社の営業所

高木ビジネスサービス株式会社	本 社	大阪市北区梅田一丁目3番1-400号
----------------	-----	--------------------

(9) 使用人の状況

区 分	使用人の数	前連結会計年度末比増減
職 員	369名	3名増
歩 合 外 務 員	37名	1名減

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金の種類	借入金残高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	短 期 借 入 金	500 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	短 期 借 入 金	500
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	短 期 借 入 金	500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	短 期 借 入 金	500
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	信 用 取 引 借 入 金	4,039
	短 期 借 入 金	500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	普通株式	150,000,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	59,764,400株
(3) 株主数		6,531名
(4) 単元株式数		1,000株
(5) 大株主(上位10名)		

株主名	持株数	持株比率
野村土地建物株式会社	17,069千株	29.13%
株式会社野村総合研究所	6,248	10.67
MSIP CLIENT SECURITIES	1,530	2.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託エース証券口)	1,400	2.39
朝日火災海上保険株式会社	710	1.21
平和不動産株式会社	520	0.89
MELLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	454	0.77
住友生命保険相互会社	366	0.62
株式会社SBI証券	342	0.58
日本証券金融株式会社	301	0.51

(注) 当社は、自己株式1,171千株を保有しており、持株比率はこの自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

名称	: 第1回株式報酬型新株予約権
発行決議日	: 平成26年6月25日
新株予約権の数	: 233個
目的となる株式の種類および数	: 当社普通株式 233,000株
1株当たり払込金額	: 202円(割当を受ける者が当社に対して有する報酬債権と新株予約権の払込金額の債務とを相殺する。)
1株当たり行使価額	: 1円
権利行使期間	: 平成26年7月29日から平成56年7月28日まで
主な行使条件	: 新株予約権者は、当社の取締役、執行役員、経営役および参与のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権等の状況

第1回株式報酬型新株予約権	
取締役(社外取締役を除く)	
個 数	: 147個
目的となる株式の種類および数	: 当社普通株式 147,000株
保有者数	: 6名

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	吉 原 康 夫	
専務取締役 (代表取締役)	大 川 英 男	人事管掌兼営業本部担当
専務取締役 (代表取締役)	唐 澤 明	営業本部担当
専務取締役 (代表取締役)	川 添 隆 司	プロダクト・サービス本部長兼資金運用室長
常務取締役	稲 光 清 高	総務・財務管掌兼管理本部長、引受審査部長
常務取締役	塚 田 浩 之	「投信の窓口」本部、ファンド・リサーチセンター管掌 企画戦略本部長兼投資情報部、企業調査部担当
取 締 役	淺 田 敏 一	弁護士 弁護士法人淺田法律事務所 所長 木村化工機株式会社 社外監査役
取 締 役	廣 田 滋	株式会社アダストリア 社外監査役(常勤)
常勤監査役	山 尾 太 一	
監 査 役	常 松 勝 男	野村土地建物株式会社 取締役業務部担当
監 査 役	高 橋 厚 男	宝印刷株式会社 社外取締役 極東証券株式会社 社外取締役 藍澤証券株式会社 社外取締役 公益財団法人日本関税協会理事長

- (注) 1. 取締役 浅田敏一氏および廣田 滋氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 山尾太一氏、常松勝男氏および高橋厚男氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役 浅田敏一氏、廣田 滋氏および社外監査役 高橋厚男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 浅田敏一氏が社外監査役を務める木村化工機株式会社は、監査等委員会設置会社に移行する予定であり、平成28年6月24日開催予定の第69回定時株主総会において、「定款一部変更の件」および「監査等委員である取締役選任の件」が承認されることを条件に、同氏は社外取締役（監査等委員）に就任される予定です。
5. 社外取締役 廣田 滋氏は、株式会社アダストリアの社外監査役を、同社の第66回定時株主総会（平成28年5月26日開催予定）の終結の時をもって任期満了により退任される予定です。
6. 社外監査役 高橋厚男氏は、極東証券株式会社の社外取締役を、同社の第73回定時株主総会（平成28年6月24日開催予定）の終結の時をもって任期満了により退任される予定です。
7. 社外監査役 常松勝男氏は、野村土地建物株式会社の取締役であります。同社は、当社のその他の関係会社であります。
- なお、各社外役員のその他の重要な兼職につきましては、当社と他の法人等の業務執行取締役等、もしくは社外役員等として、重要な兼職の状況に記載しているとおりであり、当社と当該他の法人等との関係において、特記すべき事項はありません。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 退任

監査役 吉野賢治氏は、平成27年6月25日開催の第99回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
川添隆司	専務取締役(代表取締役) プロダクト・サービス本部長	専務取締役(代表取締役) プロダクト・サービス本部長 兼資産コンサルティング部長	平成27年12月7日
	専務取締役(代表取締役) プロダクト・サービス本部長 兼資金運用室長	専務取締役(代表取締役) プロダクト・サービス本部長	平成28年3月1日
塚田浩之	常務取締役「投信の窓口」本部 管掌兼企画戦略本部長	常務取締役 企画戦略本部長	平成27年9月1日
	常務取締役「投信の窓口」本部、 ファンド・リサーチセンター 管掌、企画戦略本部長兼投資情 報部、企業調査部担当	常務取締役「投信の窓口」本部 管掌兼企画戦略本部長	平成27年12月7日

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬額
取締役	8名	271百万円
監査役	4名	33百万円
合計	12名	304百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外役員(社外取締役および社外監査役)に対する報酬等の総額は、5名43百万円であり
ます。
2. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額7億円以内であり、監査役の報酬限度額は年額1億
円以内であります(平成18年6月29日開催の第90回定時株主総会決議)。
3. 上記報酬額には、当事業年度における未払役員賞与17百万円が含まれております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

浅田敏一氏、廣田 滋氏、山尾太一氏、常松勝男氏および高橋厚男氏は、当社定款に基づき当
社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠
償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(5) 社外役員に関する事項

① 特定関係事業者との関係

浅田敏一氏、廣田 滋氏、山尾太一氏、常松勝男氏および高橋厚男氏のいずれについても特記すべき事項はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	浅田 敏一	当事業年度に開催した11回の取締役会のうち6回(55%)に出席し、弁護士として法的な専門知識と経験を踏まえ、主に法令や定款の遵守に係る見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。
	廣田 滋	当事業年度に開催した11回の取締役会のうち10回(91%)に出席し、証券業界ならびに財務および会計面での豊富な経験・業務知識等を踏まえ、幅広い見地から意見を述べております。
社外監査役	山尾 太一	当事業年度に開催した11回の取締役会の全て(100%)に出席し、証券業界における豊富な経験・業務知識等を踏まえ、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 当事業年度に開催した13回の監査役会の全て(100%)に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	常松 勝男	当事業年度に開催した11回の取締役会の全て(100%)に出席し、証券業界における豊富な経験・業務知識等を踏まえ、疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 当事業年度に開催した13回の監査役会の全て(100%)に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	高橋 厚男	当事業年度に開催した11回の取締役会のうち10回(91%)に出席し、証券業界における豊富な経験と知見を有しており、客観的な立場で疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。 当事業年度に開催した13回の監査役会の全て(100%)に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	31百万円
② 非監査業務の報酬額	2百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度における監査計画の内容、会計監査の遂行状況および報酬等の前提となる見積もりの算出根拠等を精査し、報酬等の額の相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(4) 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外に、顧客資産の分別管理に関する法令遵守の検証業務および情報セキュリティ管理活動に関する助言業務についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の選解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第1項に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会社法第344条に定める会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保する体制(内部統制システムの整備に関する基本方針)を定めております。その内容は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「高木証券株式会社 行動憲章」を定め、取締役社長がその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。さらに取締役の中から内部管理統括責任者を選定し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、内部監査部門によるモニタリングを実施する。
- ② 当社は、取締役会の委任に基づき、内部管理態勢および経営管理の向上に資することを目的として、取締役および取締役会によって選任された社外の法律等の専門家により構成される内部管理委員会を設置し、内部管理態勢に関する重要な事項を審議し、経営会議に対して提言を行うとともに取締役会に対して報告を行うこととする。
- ③ 法令上疑義ある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として、内部管理統括責任者および外部専門家(弁護士)を窓口とする「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、社内での情報確保に努め、寄せられた情報内容を精査して対応策を講じるとともに、必要に応じ取締役会または監査役に報告し、再発防止策を実施することとする。なお、本項に基づく情報提供を行った者について、同人が当該情報提供をしたことを理由に、解雇その他のいかなる不利な取り扱いも行わないものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、文書管理規程を定め、法令および同規程に基づき、重要文書を適正に保管管理する。
- ② 当社は、総務担当役員を、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき、全社的に統括する文書管理責任者とし、その者の指示のもと、総務部長が文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存することとする。
- ③ 取締役および監査役は、文書管理規程に基づき、これらの文書等を閲覧できることとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を定めるとともに、リスク管理部を中心にカテゴリ毎のリスクを関連部署と連携を図りながら継続的に監視することとする。さらに内部監査部門がリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会等に報告することとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」等の規定に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害の拡大を防止し、早期の打開に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標および効率的な達成の方法等を担当取締役および担当執行役員が策定する体制をとることとする。
- ② 当社は、執行役員制度の導入により、経営の意思決定と執行の分離を図るとともに、社内規程に基づく職務権限および意思決定ルールの実行により、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制とする。
- ③ 当社は、積極的にITを活用することとし、取締役会が迅速かつより正確に業務結果を把握することにより、目標達成の精度を高めるための全社的な業務の効率化を実現する体制を構築することとする。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社子会社に対しても、子会社の監査役、内部監査部門および会計監査人による定期的な監査を実施し、その結果を当社の取締役会に報告する体制をとることとする。
- ② 当社は、子会社の役職員に、子会社における職務の執行状況等を必要に応じて当社の経営会議等に報告させ、子会社の損失の危険の管理状況、子会社取締役の職務の執行の効率性、子会社役職員の法令等遵守状況を把握するとともに、子会社における重要事項の決定等については、当社の取締役会においても審議することとし、グループとして業務の適正を確保する体制を構築する。
- ③ 当社は、当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を制定するとともに、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、

不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法およびその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを必要とした場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を任命することとする。
- ② 使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保し監査役による指示の実効性を高めるものとする。
- ③ 当面は、総務部において、監査役会の招集手続、資料の作成等の補助を行い、監査役がその職務を円滑に遂行できる体制を構築するものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会をはじめとして経営会議、執行役員会等の重要な会議に出席することができるとともに、取締役および使用人から直接または間接的に、業務の執行状況その他重要事項の報告を受け、必要あれば意見を述べることができる。この監査業務の実効性を確保するため、取締役は、上記重要な会議への監査役の出席が可能となるよう配慮し、監査役の職務執行に必要な協力をする。
- ② 取締役および使用人は、重大な法令違反、定款違反および重大な不正行為や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査役に対して本項①および②の報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- ④ 取締役は最低年1回、使用人は必要に応じて、監査役からのヒアリングまたは意見交換の依頼に対し協力する。
- ⑤ 取締役は、監査役が、内部監査部門および監査部ならびに会計監査人と情報交換を行う等、緊密な連携を保つことで監査の実効性を確保できるよう配慮する。
- ⑥ 監査役の職務執行に関して生じる費用については、所定の手続きにより会社が負担する。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する基本方針および反社会的勢力との関係遮断に関する規程ならびに対応マニュアルを整備し、当該基本方針等に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは取引関係等一切の関係を持たず、組織全体として毅然とした態度で対応する。

上記業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの整備に関する基本方針)の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般に関する取組みの状況)

当社は、取締役会において決議された内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針の取組み結果に関する報告等を踏まえ、当社における業務の適正を確保するための体制を必要に応じて見直しております。なお、上記業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの整備に関する基本方針)は、会社法等の関係法令の改正を踏まえ、平成27年5月15日開催の取締役会において決議したものであります。

(職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況)

取締役会は、内部管理委員会による当社の内部管理体制に関する重要な事項についての報告、内部監査部門による当社および子会社に対する監査結果の報告ならびにコンプライアンス・ホットラインを通じて得られたコンプライアンスに関する事項の報告などを踏まえ、法令・定款等への適合性を含む業務の適正および効率性の確保の観点から審議を行いました。取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役3名も取締役会に出席しております。当事業年度において、取締役会は11回開催され、法令および定款に定められた事項をはじめ、「投信の窓口」等に関する重要な事項について活発な意見交換がなされました。

(監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みの状況)

監査役会は13回開催され、取締役の職務執行における法令および定款等の遵守について監査いたしました。

監査役は、取締役会等への出席や取締役・使用人からのヒアリングを通じて、当社の内部統制システムの整備・運用状況について確認を行うとともに、会計監査人・内部監査部門と定期的に連携して情報交換を行いました。

(コンプライアンスに対する取組みの状況)

当社は、全役職員に対して、行動憲章の周知徹底を図るため冊子を配布し、企業倫理の浸透を図るため倫理規程を遵守する旨の宣誓書を徴求しております。

また、当社において策定したコンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス部および人事部研修課が連携して各種研修を全社員に対して実施しました。さらに、役職員が参加し社長が経営方針を発表する経営戦略会議において、外部講師を招いてコンプライアンス研修を行い、また業務内容・役職別のグループディスカッション研修において、内部管理統括責任者が自ら講師となって、コンプライアンス遵守体制の確立を図るための研修を実施しました。

(リスクマネジメントに対する取組みの状況)

内部監査部門として設置したインターナル・オーディット部において、内部監査計画に基づき、各部署・各業務のリスクについて内部監査を実施し、その結果を取締役会へ報告しました。

情報セキュリティ統括管理部は、情報セキュリティ対策として、自主点検を年2回実施するとともに、マイナンバー制度の導入に伴い、特定個人情報等取扱規程と取扱マニュアル等を策定し、役職員に周知しました。

危機管理委員会事務局は、大規模地震等の重大危機発生時に備えて、危機管理規程に基づき業務継続計画および危機管理マニュアルを策定し、大規模地震を想定した安否確認メールによる状況把握の訓練を定期的実施しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針は、配当政策として、一定の経営成績が得られた場合には、連結配当性向30%を重要な指標のひとつとし、総合的に勘案して配当を行うこととしております。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

》 連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	23,984
現金・預金	11,251
預託金	2,028
顧客分別金信託	2,000
その他の預託金	28
トレーディング商品	2,194
商品有価証券等	2,194
約定見返勘定	161
信用取引資産	7,632
信用取引貸付金	7,529
信用取引借証券担保金	103
立替金	0
繰延税金資産	142
その他の流動資産	577
貸倒引当金	△ 4
固定資産	18,920
有形固定資産	1,323
建物	261
器具備品	465
土地	545
建設仮勘定	50
無形固定資産	1,153
ソフトウェア	548
ソフトウェア仮勘定	593
その他の	11
投資その他の資産	16,442
投資有価証券	15,491
長期貸付金	72
長期差入保証金	746
長期立替金	788
その他	207
貸倒引当金	△ 863
資産合計	42,904

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,966
トレーディング商品	1
デリバティブ取引	1
信用取引負債	4,205
信用取引借入金	4,039
信用取引貸証券受入金	166
預り金	1,327
顧客からの預り金	955
その他の預り金	371
受入保証金	622
短期借入金	2,600
未払法人税等	45
賞与引当金	215
役員賞与引当金	17
訴訟損失引当金	387
その他の流動負債	543
固定負債	3,815
繰延税金負債	3,584
再評価に係る繰延税金負債	76
未払役員退職慰労金	8
その他の固定負債	146
特別法上の準備金	17
金融商品取引責任準備金	17
負債合計	13,800
(純資産の部)	
株主資本	20,650
資本金	11,069
資本剰余金	4,316
利益剰余金	5,698
自己株式	△ 434
その他の包括利益累計額	8,407
その他有価証券評価差額金	8,309
土地再評価差額金	98
株予約権	47
純資産合計	29,104
負債・純資産合計	42,904

》 連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,112
受 入 手 数 料	4,952	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	△ 134	
金 融 収 益	290	
そ の 他 の 営 業 収 益	4	
金 融 費 用		59
純 営 業 収 益		5,052
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		6,980
営 業 損 失		1,928
営 業 外 収 益		364
営 業 外 費 用		42
経 常 損 失		1,605
特 別 利 益		2,228
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,203	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	24	
特 別 損 失		23
訴 訟 和 解 金	4	
減 損 損 失	13	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	4	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		599
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	58	
法 人 税 等 調 整 額	9	67
当 期 純 利 益		531
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		-
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		531

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

》 連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	11,069	4,318	5,547	△ 436	20,499
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△ 380	－	△380
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	531	－	531
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△1	△ 1
自 己 株 式 の 処 分	－	△ 1	－	3	1
新株予約権の行使	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	△ 1	150	1	150
平成28年3月31日残高	11,069	4,316	5,698	△ 434	20,650

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	その他の包括利益 累 計 額 合 計		
平成27年4月1日残高	10,600	92	10,692	48	31,241
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△ 380
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	531
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	△ 1
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	1
新株予約権の行使	－	－	－	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 2,291	5	△ 2,285	－	△ 2,285
連結会計年度中の変動額合計	△ 2,291	5	△ 2,285	△ 1	△ 2,137
平成28年3月31日残高	8,309	98	8,407	47	29,104

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	23,700
現金・預金	11,188
預託金	2,028
顧客分別信託金	2,000
その他の預託金	28
トレーディング商品	2,194
商品有価証券	2,194
約定見返勘定資産	161
信用取引資産	7,632
信用取引貸付金	7,529
信用取引借証券担保金	103
立替	0
前払費用	8
未収入金	144
未収入益	191
繰延税金資産	142
その他の流動資産	10
貸倒引当金	△4
固定資産	18,930
有形固定資産	1,323
建物	262
器具備	465
土地	545
建設仮勘定	50
無形固定資産	1,153
ソフトウェア	548
ソフトウェア仮勘定	593
その他の資産	11
投資その他の資産	16,452
投資有価証券	15,491
関係会社株	10
出資	1
長期貸付金	72
長期差入保証金	746
長期前払費用	32
長期立替金	788
その他の他	173
貸倒引当金	△863
資産合計	42,631

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	9,962
トレーディング商品	1
デリバティブ取引	1
信用取引負債	4,205
信用取引借入金	4,039
信用取引貸証券受入金	166
預り金	1,327
顧客からの預り金	955
その他の預り金	371
受入借証	622
短期借入金	2,600
未払	325
未払費用	215
未払法人税等	43
未賞与当金	214
賞与引当金	17
訴訟損失引当金	387
固定負債	3,815
繰延税金負債	3,584
再評価に係る繰延税金負債	76
未払役員退職慰労金	8
その他の固定負債	146
特別法上の準備金	17
金融商品取引責任準備金	17
負債合計	13,795
(純資産の部)	
株主資本	20,381
資本	11,069
資本剰余金	4,316
資本準備金	2,767
その他の資本剰余金	1,549
利益剰余金	5,429
その他利益剰余金	5,429
繰越利益剰余金	5,429
自己株	△434
評価・換算差額等	8,407
その他有価証券評価差額金	8,309
土地再評価差額金	98
新株予約権	47
純資産合計	28,835
負債・純資産合計	42,631

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

》 損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		5,111
受 入 手 数 料	4,951	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	△ 134	
金 融 収 益	290	
そ の 他 の 営 業 収 益	4	
金 融 費 用		59
純 営 業 収 益		5,051
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費		7,011
営 業 損 失		1,959
営 業 外 収 益		368
営 業 外 費 用		40
経 常 損 失		1,631
特 別 利 益		2,228
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,203	
訴 訟 損 失 引 当 金 戻 入 額	24	
特 別 損 失		23
訴 訟 和 解 金	4	
減 損 損 失	13	
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 れ	4	
税 引 前 当 期 純 利 益		573
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	56	
法 人 税 等 調 整 額	9	65
当 期 純 利 益		507

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
平成27年4月1日残高	11,069	2,767	1,550	4,318	5,302	5,302	△ 436	20,254
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 380	△ 380	-	△ 380
当期純利益	-	-	-	-	507	507	-	507
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△ 1	△ 1
自己株式の処分	-	-	△ 1	△ 1	-	-	3	1
新株予約権の行使	-	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△ 1	△ 1	126	126	1	126
平成28年3月31日残高	11,069	2,767	1,549	4,316	5,429	5,429	△ 434	20,381

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	10,600	92	10,692	48	30,996
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	-	-	△ 380
当期純利益	-	-	-	-	507
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 1
自己株式の処分	-	-	-	-	1
新株予約権の行使	-	-	-	△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 2,291	5	△ 2,285	-	△ 2,285
事業年度中の変動額合計	△ 2,291	5	△ 2,285	△ 1	△ 2,161
平成28年3月31日残高	8,309	98	8,407	47	28,835

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

》 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

高木証券株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡沼 照夫 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 勇人 印
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岸田 卓 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、高木証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、高木証券株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月28日に投資有価証券の一部(上場株式1銘柄)を売却した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

▶▶ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

高木証券株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 勇 人 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 岸 田 卓 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、高木証券株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年4月28日に投資有価証券の一部(上場株式1銘柄)を売却した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

》 監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から経営会議等の資料を基に監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、東京本部及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要書類を閲覧いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、執行役員及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容は適正であり、その構築及び運用状況については継続的な改善が図られているものと認めます。なお、取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

高木証券株式会社 監査役会

常勤社外監査役 山尾 太一 ㊞
社外監査役 常松 勝男 ㊞
社外監査役 高橋 厚男 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階「真珠の間」



交 通 J R 大 阪 駅より徒歩約2分
阪 神 梅 田 駅より徒歩約1分
阪 急 梅 田 駅より徒歩約7分
地下鉄四つ橋線 梅田駅より徒歩約1分
地下鉄御堂筋線 梅田駅より徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。